

文書記号	-	次世代住宅ポイント対象住宅証明書 の発行業務手数料規程	版数	Rev. 1. 0
			頁	1 / 4

<p style="text-align: center;">ユーディーアイ確認検査株式会社 次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務手数料規程</p>

UDI 確認検査株式会社

制定	2019年3月30日	改定	-	ユーディーアイ確認検査株式会社
----	------------	----	---	-----------------

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「ユーディーアイ確認検査株式会社 次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、ユーディーアイ確認検査株式会社(以下「UDI」という。)が実施する適合審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(適合審査手数料)

第2条 業務規程第11条第1項に規定する適合審査手数料(以下「手数料」という。)の額は、一件につき別表1のとおりとする。

(手数料の減額)

第3条 UDIは、適合審査業務の実施において、継続して多量の取引が見込める場合、その他UDIが必要と認める場合にあっては、前条に規定する手数料をその実費を勘案して減額することができる。

(手数料の収納方法)

第4条 UDIは、適合審査の依頼を引受けたときは、第2条及び第3条の規定により算定した手数料を、UDIが指定する金融機関の口座に振込みにより建築主等から収納する。

ただし、緊急の場合その他UDIと建築主等の協議により合意した場合には、別の収納方法をとることができる。

2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。ただし、UDIと建築主等の協議によりUDIが認める場合においてはこの限りでない。

(手数料の返還方法等)

第5条 UDIは、手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。ただし、UDIと建築主等の協議により合意した場合には、別の返還方法をとることができる。

2 前項の振込みに要する費用は、UDIが負担する。

3 返還する手数料には、利子は付さないものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月30日から施行する。

別表1 (第2条関係)

次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務に係る適合審査業務手数料

1 次世代住宅ポイント対象住宅証明書の適合審査料金

(1) 一戸建ての住宅及び併用住宅

単位：円(税込金額)

申請内容	区分	適用する基準				
		断熱等 性能 等級 4	一次エネルギー 消費量 等級 4 又は 等級 5	劣化対策 等級 3、かつ、 維持管理対策 等級 2 以上	高齢者等 配慮対策 等級 3 又は等級 4 又は等級 5	耐震等級（構造 躯体の倒壊等 防止）2 又は耐 震等級 3 又は免 震建築物
単独申請	一般（下記以外）	38,880	38,880	38,880	38,880	54,000
	製造者認証活用	5,400				
確認申請 または 性能評価が 申請されてい る場合	一般（下記以外）	32,400	32,400	32,400	32,400	43,200
	製造者認証活用	5,400				

(2) 共同住宅等(長屋・重ね建住宅含む)

単位：円(税込金額)

申請内容	区分	適用する基準				
		断熱等 性能 等級 4	一次エネルギー 消費量 等級 4 又は 等級 5	劣化対策 等級 3、か つ、維持管理 対策等級 2 以上	高齢者等 配慮対策 等級 3 又は等級 4 又は等級 5	耐震等級（構造 躯体の倒壊等防 止）2 又は耐震 等級 3 又は免震 建築物
単独申請	一般（下記以外）	38,880 ×M 戸	38,880 ×M 戸	38,880+ 5,400×M 戸	38,880 ×M 戸	〈64,800+ 9,720×M 戸〉 の 50%※1
	製造者認証活用	5,400×M 戸				
確認申請 または 性能評価が申 請されている 場合	一般（下記以外）	32,400 ×M 戸	32,400 ×M 戸	32,400+ 5,400×M 戸	32,400 ×M 戸	〈59,400+ 9,720×M 戸〉 の 50%※1
	製造者認証活用	5,400×M 戸				

※1 発行戸数にかかわらず

(3) その他の手数料

単位：円(税込金額)

種類	手数料
計画変更申請	該当する手数料区分の 1/2 の料金
再発行申請	5,400/戸
取り下げ届	0